

執務參考資料集 8

〔第七六條～第八一條關係〕

內閣法制局第一部

はしがれ

一　この執務参考資料集は、当局の執務の参考用に法律問題に関する関係資料を取りまとめたものである。この資料集中、第一巻から第九巻までは日本国憲法関係の資料を、第一〇巻から第一二巻までは行政諸法関係の資料を、それぞれ適宜分冊し編集したものである。

二　この執務関係資料集の作成に当たっては、当局の職員が作成し又は取得した資料のうち記録にとどめることにより執務上の参考となると考えられる主要なものを収録することとした。

なお、国会答弁抄、法制意見総覽、判例集等他の既刊資料集に登載されているものがある場合には、原則として、その登載箇所を示し、あるいは要旨を収録するにとどめた。ただし、当該事項の代表的な国会答弁例については、抄録した。

三　この執務参考資料集に収録した資料は、国会答弁例（実際に国会で行われた答弁）及び当局から各省庁等に対しても正式に回答した法律問題に関する意見（例えば、法制意見等）を除いて、あくまでも内部の検討資料を執務の参考のために記録にとどめているものにすぎず、そのままで当局の公式見解となるものではないので、当局の公式見解として引用等することのないよう注意をされたい。

四　なお、この執務参考資料集は、加除式であった旧「憲法関係意見資料集」及び旧「諸法関係意見資料集」を改題し一つにしたものであり、引き続き加除式とした。

平成一三年三月

凡例

一 当該条関係等の中における各項目には、前から順次一、二、三……の番号を、これを更に小項目に分けたときは、前から順次(一)、(二)、(三)……の番号を付した。

二 収録した意見資料等の分類区分の表示及び配列順は、次のとおりである。

〔国会答弁例〕〔想定問答〕〔資料〕〔法制意見〕〔口頭照会回答要旨〕〔判例〕〔部内資料〕〔外部資料〕〔諸家の説〕

三 件名

収録した意見資料等には、すべて件名を付することとし、原則として出典に用いられている件名を用いたが、これと異なる件名を付した方がより適切であると思われる場合には、それを用いることとした。

四 国会答弁例

1 収録対象

- イ 代表的答弁例として適當なものがあるときは、これを抄録
- ロ 国会答弁抄に登載されていないものは、原則として抄録
- ハ 右のイ及びロ以外のものは、内容を省略

2 出典等の記載

次の様式により記載した。

凡例

(昭四四・三・一五・第六回
参・予算委・一四号六頁) [文教] 142

△対中村喜四郎 有田防衛長官・坂田文相・高辻長官答弁△

(注) 1 括弧内の下欄は、国会答弁抄の分類項目の表示記号及び番号を示す。旧国会答弁抄の場合には、「旧〔文教〕124」のように表示記号の上に「旧」の字を付し、国会答弁抄に登載されていない場合には、「不登載」と記した。

2 山括弧内は、質疑者及び答弁者を示す。答弁者が当局以外の各省庁の局部課長等である場合には、「(直) ○○行政局長」、「(労・職安局) ○○失対部長」のように上に省庁等の略称名を冠し、答弁例が質問主意書に対する答弁書である場合には、△田中武夫質問主意書・答弁書△のように記した。

3 揭載順

代表的答弁例をまず最初に掲載し、次にイ 国会答弁抄に登載されていないもので抄録したもの、ロ その他のものの順に、イ及びロの中では更に年月日順に従つて掲載した。

五 想定問答

- 1 収録対象
当局において作成した国会用資料
- 2 出典等の記載
作成年月日、国両回次、質疑者名等

六 資料

1 収録対象

当局で作成した資料のうち他の分類区分に属しないもの

2 出典等の記載

作成年月日、原資料名等

七 法制意見

1 収録対象

イ 法制意見総覽に登載されているものは、要旨のみ収録

ロ 法制意見総覽に登載されていないものは、原則としてその全文を収録

2 出典等の記載

回答年月日、回答先及び法制意見総覽の登載ページ（登載されていない場合には、総覽不登載の旨）

八 口頭照会回答要旨

1 収録対象

イ 口頭照会に対する回答集に登載されているものは、内容を省略

ロ 口頭照会に対する回答集に登載されていないものは、その全文を収録

2 出典等の記載

照会省庁等名、当局の決裁年月日並びに回答集の登載集及び登載番号（登載されていない場合には、回答集未登載の旨）

九 判例

1 件名

できる限りわかりやすい名称を用いた。

2 収録対象

場合により要旨のみ収録

3 出典等の記載

(最高裁・昭三八・六・二六判決(大))
刑集一七巻・五号五二一頁

(注) 1 括弧内右側の「判決(大)」は、大法廷判決であることを示す。第二小法廷決定であれば、その部分が「決定(一小)」となる。

2 括弧内左側の「民集」又は「刑集」は、最高裁判所民事判例集又は刑事判例集を示し、ページは、巻の通しページを示す。

一〇 部内資料

1 収録対象

当局の職員が個人的に作成した資料のうち、他の分類区分に属しないもの(個人的メモ、試論等)

2 出典等の記載

作成年月日、作成者等(例えば、「資料」、「〇〇一部長メモ」、「〇〇資料」)

一一 外部資料

1 収録対象

各省庁その他の当局以外の機関の作成、議決、発出等に係る資料（閣議了解、国会提出資料等を含む。）

2 出典等の記載

作成等の時期及び機関名並びに原資料の種類、名称等

一二 諸家の説

過去に当局において取りまとめた資料が存する範囲内で収録する」とし、その作成年月日を付記した。

一三 目次及びページ

各巻ごとに、その内容目次を記した。なお、各巻に収録した資料のうち、出典又は要旨の記載のみにとどめているものについては、目次において件名の下に「(略)」とした。また、ページは、各巻（第10巻及び第11巻を除く。）ごとに通しページとした。

- 2 裁判官の期末手当及び勤勉手当の支給割合の減少の合憲性について.....八九三
3 裁判官の期末手当の減額と憲法第七九条、第八〇条について.....八九五

〔資料〕

- 1 裁判官の報酬に関する憲法問題.....八九七

四 その他

〔国会答弁例〕

- 1 最高裁判所裁判官の任命のため裁判官任命諮問委員会を復活させることについて.....八九八

〔口頭照会回答要旨〕

- 1 裁判官の定年制について.....九三一

〔部内資料〕

- 1 最高裁判所の裁判官の任命のための裁判官任命諮問委員会等に関する資料.....九三五

〔諸家の説〕

- 1 停年（定年）について.....九四九

第八〇条 「下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬」

〔国会答弁例〕

- 1 青法協加盟を理由とする裁判官任命拒否の有無について.....一一〇
2 裁判官の任期制と身分保障の問題について.....一一〇

3 下級裁判所の裁判官の再任の趣旨について..... 一一〇一

〔部内資料〕

- 1 下級裁判所裁判官の任期十年に関する問題の資料..... 一一三五
2 裁判官任命についての内閣の拒否権に関する想定問答..... 一一四〇

〔諸家の説〕

1 憲法第八〇条第一項に定める裁判官の任命に対する内閣の拒否権に関する諸説..... 一一七一

第八一条 「法令審査権と最高裁判所」

〔国会答弁例〕

- 1 違憲審査権の性質..... 一一〇一
(一) 最高裁判所の権限と違憲訴訟..... 一一〇一
(二) 違憲裁判..... 一一〇一
(三) 違憲立法審査権..... 一一〇一
(四) 憲法第八一条により、法令の抽象的違憲訴訟が許されるか..... 一一〇四
(五) 違憲立法審査権の内容について..... 一一〇五
2 条約の違憲審査..... 一一〇七
(一) 条約の違憲審査..... 一一〇七

第八〇条〔下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬〕

〔国会答弁例〕

1 青法協加盟を理由とする裁判官任命拒否の有無について

(昭四六・一・二九・第六五回
衆・予算委・一二号三頁)
〔司法〕
八〇条1

△対石橋政嗣 佐藤総理答弁

○石橋委員 憲法第八十条によって最高裁判所が指名した裁判官の名簿が今度出でくるわけです。その場合に、青法協加盟の裁判官でも、最高裁判所が名簿に載せて、そして政府に任命を求めてきたときに、あらためて政府の段階でそのことを理由に再任を拒否するというようなことはございませんでしようね。……。

○佐藤内閣総理大臣 いまのお話は、お尋ねいたしますが、青法協のメンバーだと、そういうことを理由にして再任を拒否することはないでしょうねと、こうおっしゃるのですね。——そのとおりです。

2 裁判官の任期制と身分保障の問題について

(昭四六・五・一〇・第六五回
衆・決算委・一四号二七頁)
〔司法〕
八〇条2

△対田中武夫 佐藤総理答弁

○田中(武)委員 憲法七十八条のいわゆる裁判官の身分保障と、八十条のいわゆる十年の任期制、これを見た場合に、どちらが優先すべきか。同じ憲法の条章であるからこれは一緒だ、こういうことですが、私は、やはり裁判官の身分保障ということが優先すべきである、したがって、八十条の任命といふものは、いま総理が言われたように、いわゆるそういうふうな、あまり私情をはさまない、そういうことだと思うのです。裁判官の任期制の問題と身分保障

の問題について、総理は総理としてどのような感覚をお持ちでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いわゆる任命権者というものは、これは適当なりやいなやといふことで自分が判断をしておめる、そして裁判官は任命されたら十年間は身分が保障されている、かように考えます。そうして、十年たつたときにもう一度審査する、そうして、引き続いて裁判官をやつてもらうかも知れないが、それは新しい問題だ、かように私考えております。

3 下級裁判所の裁判官の再任の趣旨について

(昭四七・三・一八・第六八回)
〔司法〕
〔参・法務委・六号二頁〕
〔八〇条3〕

△対加瀬 完 (最高裁) 矢口人事局長答弁△

○加瀬完君憲法及び裁判所法による「再任されることができる」というのは、どういうことですか。

○最高裁判所長官代代理者(矢口洪一君) 裁判官の身分というものが非常に重要なことで、それについての保障があるわけでもないますが、しかしながらあまりにもそれが強大でございますと、まあ司法が特に強くなってしまうというようなことはございませんしてチェック・アンド・バランスと申しますが、そういう観点から、裁判官の任期というものが憲法に規定されたというように私どもは承知しております。

○加瀬完君 この裁判官の身分の継続性に関する問題で、憲法改正草案に関する想定問答というのが、法制局においてつづられておりましたね。これによりますと、したがって原則として再任すべきものとする、こう答えよというふうに書いてありますね。いろいろ理由がありまして、したがって原則として再任すべきものとする——憲法改正論争のときには、この裁判官の身分継続に関しては、原則として再任すべきものとするという政府答弁をしているわけです。これはお認めになりますね。

例えば 兼子一・新憲法と司法七一頁、宮沢俊義・日本国憲法(コンメンタル)六六二一頁、法学協会・註解日本

国憲法下二二〇二一頁

通算説を採用している学説は現在のところ見当らない。

2 裁判官任命についての内閣の拒否権に関する想定問答

(昭五八・三・四 第11部)

(問) 内閣は、最高裁判所の指名した者の名簿に登載された者の任命を拒否することができるか

(答) 最高裁判所は、名簿に登載するに当たっては、その者の資格、適格性等について慎重な判断をすべきものであるから、内閣がその指名を尊重すべきとは当然であり、これまで、最高裁判所が指名した者について、任命が拒否された例はないといふ。○

(問) いかなる場合にも、内閣は、最高裁判所の指名した者の任命を拒否できないのか。

(答) 理論の問題としては、学説上、内閣の拒否権を認めるものも少なくないようであるが、内閣として、最高裁判所の指名した者を拒否しなければならないような理由がある場合は、ほとんど考えられない。

(更に追質問があれば、)

内閣の任命権がある以上、純理論として拒否権が全くないといい切れないが、拒否すべき合理的な理由を考えることはできない。

1 青法協加盟を理由とする裁判官任命拒否の有無について

(六五回・昭四六・一・一九)
（衆・予算・二号三頁）

○石橋委員 ……憲法第八十条によつて最高裁判所が指名した裁判官でも、最高裁判所が名簿に載せて、その場合に、青法協加盟の裁判官でも、あらためて政府の段階でそのことを理由に任命を拒否されたときに、どうして政府に任命を求めてきたときも、最高裁判所が名簿に載せて、その場合に、青法協加盟の裁判官をやつてもらうかもわないか、それは新しい問題だ、かよう私考えております。

○佐藤内閣総理大臣 じまのお話は、お尋ねいたしますが、青法協のメンバーだと、そういうことを理由にして再任を拒否することはなじでしようねと、こうおっしゃるのですね。——そのとおりです。

2 裁判官の任期制と身分保障の問題について

(六五回・昭四六・五・一〇)
（衆・決算・一四号二七頁）

○田中（武）委員 ……憲法七八条のいわゆる裁判官の身分保障と、八十一条のいわゆる十年の任期制、これを見た場合に、どちらが優先すべきか。同じ憲法の条章であるからこれは一緒だ、とういうことです。が、私は、やはり裁判官の身分保障といふことが優先すべきである、したがつて、八十一条の任命といふものは、じま総理が言わわれたように、いわゆるそういう、あまり私情をはさまない、そういうことだと思うのです。裁判官の任期制の問題と身分保障の問題について、総理は総理としてどのような感覚をお持ちでし

ょうか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いわゆる任命権者といふものは、これは適当なりやいなやといふことで自分が判断をしてきめる、そして裁判官は任命されたら十年間は身分が保障されてくる、かようになります。そうして、十年たつたときにもう一度審査する、そうして、引き続いて裁判官をやつともらうかもわないか、それは新しい問題だ、かよう私考えております。

3 下級裁判所の裁判官の再任の趣旨について

(六八回・昭四七・三・一八)
（参・法務・六号二一頁）

○加瀬完君 ……憲法及び裁判所法による「再任されることができる」というのは、どういうことですか。

○最高裁判所長官代理者（矢口洪一君） 裁判官の身分といふものが非常に重要でござりますので、それについての保障があるわけですがござりますが、しかしましてあまりにもそれが強大でござりますと、まあ司法が特に強くなつてしまつとういうようなこともございましてチック・アンド・バランスと申しますか、そういう點を観点から、裁判官の任期といふものが憲法に規定されたといふように私どもは承知しております。

○加瀬完君 この裁判官の身分の継続性に関する問題で、憲法改正草案に関する想定問答といふのが、法制局においてつくられておりましたね。これによりますと、したがつて原則として再任すべきものとする、こう答えよといふうに書いてありますね。いろいろ理